

■子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた部会意見等の整理

	【現行計画】 いきいきこどもプラン	①部会意見等(第1回)	②部会意見等(第2回・第3回) テーマ別討議「気づく」「支える」	③第1回部会資料 (庁内各課から出された課題)	④島根大学研修報告
	Ⅲ 子育てを支える保育・教育の推進 2. 障がい児の自立支援				
対応	①早期療育と相談の充実				
	一人ひとりの子どもの成長に応じた早い時期からの発達支援を行うとともに、保護者に対する相談や情報提供等、地域の実態や保護者からの要望に応じた取り組みの充実を図ります。 <具体的取り組み> ①障がい児保育事業 ②幼児通級指導教室運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 「気になる子の支援・対応」 ・グレーゾーンの子ども(明らかに支援が必要な子ども以外の子ども)の支援 ・「気になる段階で留まっている子ども」への支援体制 ・相談につながらない子ども・家族への対応(キーパーソン存在) ・子どものニーズを見極める力 ・健診の充実(早期気づき、健診をきっかけとした親支援) ・「5歳児健診」等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・気づく力・精度の向上(気づくための研修、保護者支援のための研修など) ・気になる段階で留まっている子どもへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・健診の精度向上、健診の検証(健診での早期の気づきから早期支援) 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期からの一貫した支援システムの構築 ・障がいのある子どもも障がいのない子どもと一緒に集団生活を送れる体制づくり
		<ul style="list-style-type: none"> 〔幼稚園・保育所の支援体制、スキルアップ〕 ・巡回相談等による幼稚園・保育所への支援・助言 ・集団中での観察、継続的な観察の必要性・重要性 ・保育所・幼稚園全体の底上げ(特別支援教育の理解・啓発) ・職員配置基準の見直し ・保護者支援(一般的な育児支援)の必要性に伴う人員配置 ・保護者との信頼関係の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・園巡回等での臨床心理士、保健師等の専門家からのアドバイス(保育者と異なる者の視点からの見立てなど) ・園が相談できる場(機関) ・3歳児健診から就学時健診の間の対応 ・3歳児健診後の気になる子どもの相談の場(年中児発達相談事業など) ・保育の基本を学ぶ研修(継続的な研修の実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援に係る幼稚園・保育所職員のスキルアップ ・特別支援が必要な園児に係る受入体制の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育者の資質向上と園内体制の充実(研修の充実、園内体制の充実、外部の専門機関の活用) ・特別支援教育のセンター的機能を有する園の設置・拡充(特別支援の拠点園など)
		<ul style="list-style-type: none"> 〔早期支援〕 ・早期からの支援の開始(2,3歳頃からの支援開始) ・早期からの支援システムの構築 ・胎児期からの子育て支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・支える人(保育者、ヘルパー等)を支える ・長期的に支えることができる人の配置 ・通級指導教室の拡充(相談しやすい、敷居が低い、つなぎやすい場) ・支える場としての幼児通級指導教室の充実(設置数の増加、勤務時間の増加、スタッフの増加、職種の改善など) ・小学校教諭が幼児を指導するしくみ(小学校の通級担当の教員による幼児の教育相談など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・早期支援のための資源の拡充 ・2次の障がいを防ぐための、就学前からの早期対応 ・所属園・関係機関と、児や保護者、家族状況を共有しながらの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・親子をゆるやかに支える場(発達支援教室の拡充、通級指導教室の拡充など)
		<ul style="list-style-type: none"> 〔支援のつなぎ、コーディネート〕 ・支援のつなぎ(就園時→保育所→就学) ・情報の共有・引継ぎ(健診→保育所→就学) ・情報の共有・協力(次の支援まで考えた役割分担) ・支援の振り返り(子どもの育ち・つなぎ方を振り返る機会) ・支援のコーディネート(専門職員の配置、キーパーソン) ・支援の評価 		<ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージに応じた切れ目のない継続的な支援(関係機関・関係部局等との連携体制・つなぎ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談と支援のコーディネートとコンサルテーション
		<ul style="list-style-type: none"> 〔保護者の支援・対応〕 ・保護者の子どもの気づきと理解を促す取り組み ・気づいている保護者への対応 ・気になる子どもを育てる保護者への配慮 ・保護者への伝え方 ・支援機関、相談へのつなぎ方 ・困り感のない保護者への対応(伝える人、伝え方など) ・保護者への情報提供による就学後へのつなぎ(教育的ニーズと必要な支援など) ・情報提供(相談機関の周知、子育て情報の提供など) ・子育てに関する保護者の集いの場の確保 ・子育て支援の充実 ・保護者支援(先輩づくり、サポーター養成、預かりサービス、サポートブックなど) ・医療機関受診の際の対応 ・0~2歳児の家庭での子育て環境の重要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の気づきや障がいの受容 ・保護者への気づきを促すための関わり方、集団の中の困り感の伝え方 ・保護者が安心できる伝え方 ・安心して、気軽に相談できる場 ・同じ悩みを抱える保護者の仲間づくりの場 ・専門家(プロ)に加えて、非専門家(先輩保護者など)が支える仕組み(ペアレントメンターなど) ・親子の関わり方、人との関わり方を伝える場 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者(家族)支援 	
		<ul style="list-style-type: none"> 〔相談支援体制・機関〕 ・センター的な窓口の必要性 ・相談機能の充実 ・支援体制の確立 ・相談体制の充実(相談窓口・総合窓口の設置、一貫した支援体制) ・利用しやすい相談機関の設置 ・家族への支援体制の充実(場・人) ・子どもの教育的ニーズに応じた相談体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談できる場や体制の工夫 ・ゆとり支える場、じっくり相談できる場 ・保護者に寄り添って一緒に支える体制 ・継続的な相談体制 ・相談後の見通しがもてる支援 ・保護者からの相談等に対して市としてコーディネートできる仕組み(人・窓口) ・地域毎の生涯の柱となるような拠点(場) ・「おもちゃの家」の様な敷居の低い相談の場 ・子どもの支援について適切な助言ができるスーパーバイザーの配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の誰もが安心して発達相談できる体制づくり ・相談窓口の明確化 ・保護者の悩みや学校現場での悩みに対する相談体制及び支援体制の充実 ・福祉・教育・医療・保健等が一体となったネットワークづくり、拠点づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口の一本化と事業運営の共同化
			<ul style="list-style-type: none"> ・地域で支える視点、地元で育てる視点 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域啓発 	
				<ul style="list-style-type: none"> ・発達支援に関わる人材の確保 ・幼稚園・保育所巡回訪問の人材確保 ・幼稚園ヘルパー・特別支援保育補助教諭等の人材確保 	
				<ul style="list-style-type: none"> ・個々の情報の一元管理 	
対応	②地域における自立支援				
	障がいのある子どもが、障がいの状態や発達段階に応じて一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、地域で自立した生活ができるよう、教育環境の整備に努めます。各種の保健福祉サービスが適切に利用できるよう関係機関との連携による支援の充実を努めます。また、障がいのある子どもが地域社会の様々な場に参加し、地域社会とともに育つ支援を推進します。 <具体的取り組み> ①自立支援法に基づく障がい福祉サービス ②福祉医療 ③特別児童扶養手当 ④障がい児福祉手当 ⑤幼稚園ヘルパー事業 ⑥幼児教育指導員の配置 ⑦スクールヘルパー事業 ⑧情緒障がい児等発達支援			<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児福祉サービスの更なる拡充と質の向上 ・福祉サービス利用に係る相談支援専門員の人材確保及び質の向上 	